

H 2 3 子育て支援事業

	事業名【担当課】	事業内容	事業費 (千円)
1	へき地保育所の給食実施 【子育て推進課】	H23年10月から龍神・本宮地域のへき地保育所で新たに給食を実施し、児童の健全な心身の成長を図る。 龍神地域 対象園 湯ノ又保育園、東保育園、柳瀬保育園 改修等経費 旧殿原小学校給食室改修工 給食調理用器具購入、給食配送用車両購入 本宮地域 対象園 ひまわり保育園、たんぼぼ保育園 改修等経費 本宮保健福祉総合センター調理室改修工 給食調理用器具購入、給食配送用車両購入	24,109
2	保育所建築事業 (まるみ保育所新築移転) 【子育て推進課】	H23年度・H24年度 全体事業費 468,849千円 事業内容 園舎 鉄筋コンクリート造2階建て 1,030㎡ 保育室6室、重度障害児室、調理室、多目的ホール 事務室、医務室、屋外遊技場ほか 用地購入 3,262.28㎡ 建築場所 城山台2番3 H23年度 調査設計、用地購入	100,449
3	まるみ保育所の今後の運営について検討 【子育て推進課】	城山台へ移転整備するまるみ保育所の現状の課題等を整理し、より効果的、効率的な保育所運営について検討するため運営検討委員会を設置する。	117
4	民間保育所整備に対する補助金 (こどものへや保育園) 【子育て推進課】	核家族化や経済情勢の影響により高まる保育需要に対応するため、保育所の整備に対して補助を行う。 事業主体 社会福祉法人紀心会(設立予定) 建物面積 鉄骨造2階建て 466.09㎡ 施設概要 保育室3室、多目的ホール、調理室 事務・医務室、休憩室ほか 総事業費 113,656千円(補助対象108,781千円) 定員 70人 開所 H24.4.1(予定)	81,586
5	妊婦健康診査事業 【健康増進課】	H22年度に引き続き、国が示す妊婦健康診査の望ましい受診回数14回分の公費負担を行う。 国の補助については、H24年度以降は未定 妊婦健康診査委託料 57,799千円(うち補助額 17,973千円) 妊婦健康診査費助成金 1,557千円(うち補助額 549千円) 里帰り出産分	59,356
6	未熟児訪問事業 【健康増進課】	母子保健法に定められている低体重児の届出の受理及び低体重児の訪問指導を行う。 対象児 2,500グラム未満の出生児 事務内容 低体重児の受付(市民課) 市保健師と助産師の2名体制で訪問 訪問結果を作成し、県へ報告	267
7	5歳児発達相談事業 【健康増進課】	発達障害については、集団生活を体験するようになってから顕在化してくることが多く、3歳6ヶ月健診を最終とする現行の乳幼児健康診査体制では発見が困難な場合がある。 本事業の実施で発達障害の早期発見を図り、適切な時期に適切な支援を行うことでスムーズに社会適応ができるよう支援体制を構築する。 H22年度はモデル事業として実施、H23から本格実施。 〔体制〕健康増進課、学校教育課、子育て推進課、障害福祉室の連携のもと実施。就学を見据え情報を共有。 〔対象者〕市内5歳児(年長対象児)669人	1,711

H 2 3 子育て支援事業

	事業名【担当課】	事業内容	事業費 (千円)
8	日本脳炎ワクチン接種事業 【健康増進課】	日本脳炎ワクチン接種のうち第1期接種の積極的勧奨再開に伴い、標準年齢児(3歳及び4歳)を対象とした第1期初回及び追加接種に加え、積極的勧奨の差し控え(H17年5月30日)により接種機会を逃した児童のうち、年齢の高い者から順次実施する。 接種回数と接種年齢 第1期初回：2回・・・6～90ヶ月(標準として3歳) 第1期追加：1回・・・初回後、概ね1年後(標準として4歳) 第2期：1回・・・9～13歳(標準として9歳)	40,408
9	子宮頸がん等ワクチン接種事業 【健康増進課】	子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種を公費負担により実施する。 事業期間 H22年度・H23年度 対象者及び標準的な接種回数 子宮頸がん (3回) 中学1年生から高校1年生相当の女子 ヒブ (4回) 0～4歳の乳幼児 小児用肺炎球菌(4回) 0～4歳の乳幼児	126,461
10	奨学貸付金の制度拡充 【教育総務課】	経済的な理由により修学が困難な者に奨学金を貸与するとともに大学、短大等入学準備時の保護者負担を軽減するため、新たに入学準備金貸与制度を創設する。 修学奨学金 大学生 月額30,000円、短大生等 月額30,000円 高校生等 月額10,000円 入学準備金 大学生、短大生等 500,000円以内 (拡充) 大学生、短大生等 5人 入学前から貸付対象	26,020
11	子ども手当の拡充 【市民課】	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に子ども手当を支給する。 支給額 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円 3歳以上中学校終了までの子ども一人につき月額13,000円 H23年度から3歳未満の子どもについての支給額を月額13,000円から月額20,000円に拡充	1,611,200